

あなたの声で日本の法律・制度が変わる！
～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～



内閣府 地方分権改革推進室

1 地方分権改革の考え方と 提案募集方式の概要

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

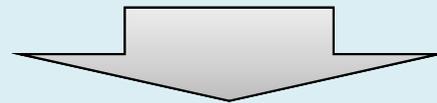
地方分権とは

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。
(まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)(平成30年12月21日閣議決定)(抄))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各自治体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)



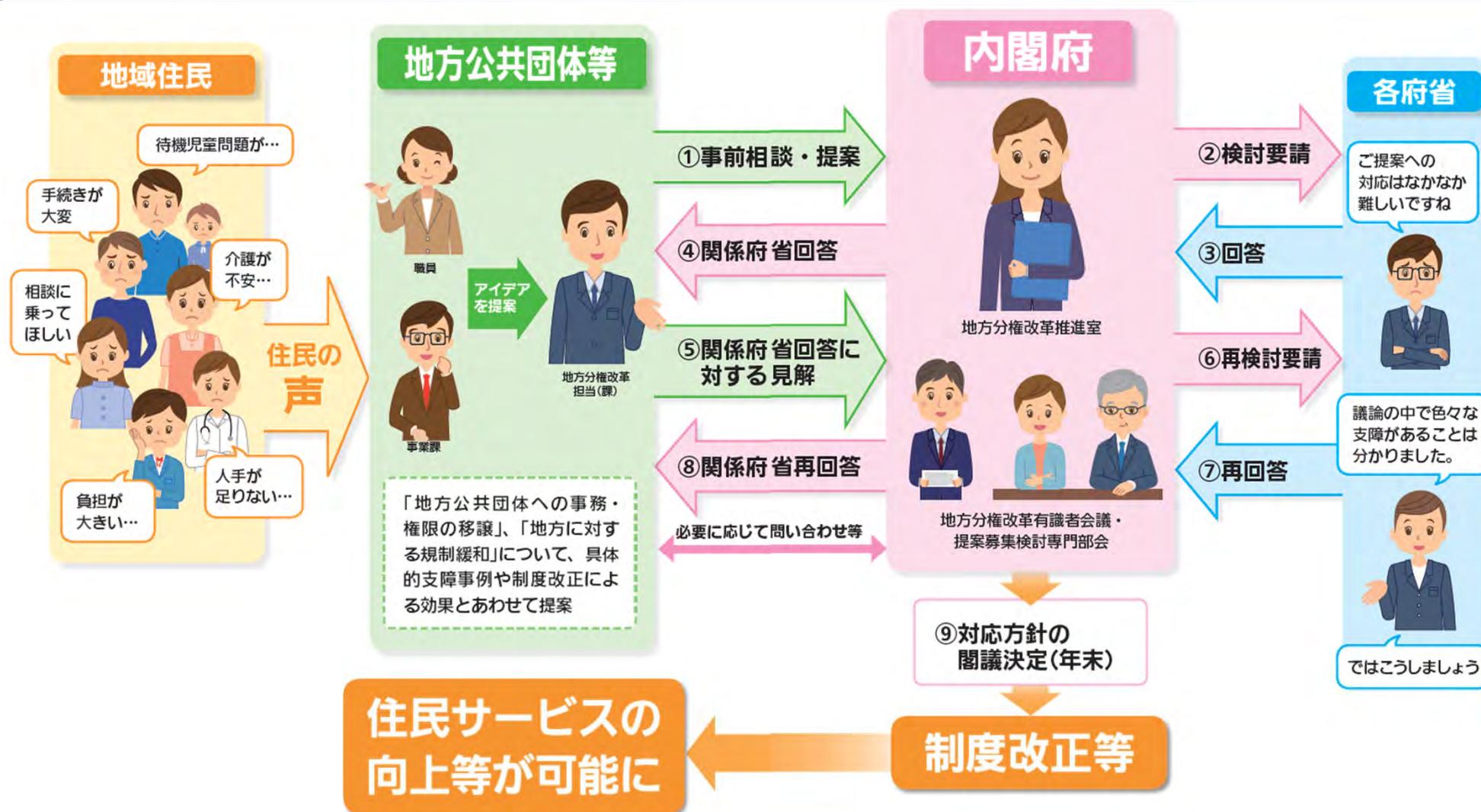
地方の声で国の制度が変わる「提案募集方式」(H26~)を活用し、各自治体から制度改正等に関する提案により、地域の課題の解決する手法。

その結果

住民サービスの向上

不要な手続・コスト
の効率化

提案募集方式の概要



提案募集方式の主体

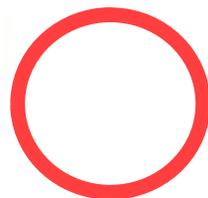
- ①都道府県及び市町村(特別区含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し
→自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～
→自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

提案募集方式の対象範囲のイメージと判断ポイント

(1) 対象範囲のイメージ



対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

※本府省の事務・権限も対象

対象

② 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

※下記①～③も対象

- ① 法定受託事務に関するもの
- ② 政省令等によるもの
- ③ 補助金等の要綱等によるもの (各種補助要件の見直しや手続き書類の簡素化を念頭)

対象

手挙げ方式 (個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲) とする提案

※提案団体のみを対象とした提案は対象外



対象外

① 国・地方の税源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが

明らかな事項

※補助金等の要綱等によるものの内、補助率の引き上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

(2) 提案の対象であるかの判断ポイント

① 法律、要綱等によって、事務・事業の主体が地方公共団体となっている必要

Ex) 地方公共団体は、〇〇しなければならない。

② 法律、要綱等によって、地方公共団体に対し、一定の行為が求められる必要

※「～しなければならない」という規定の文言だけでなく、地方公共団体に裁量の余地なく求めているものも該当 (例：都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。)



具体的な
支障事例

※現場でのリアルな支障が実現する上で重要

令和元年の提案募集のスケジュール

2月20日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議

2月21日（木） ○事前相談・提案受付開始

5月16日（木） ○事前相談受付終了

6月6日（木） ○提案受付終了

本年の提案・事前相談の受付はこの期間ですが、今後の提案募集になるかどうか等、各種相談は年中受け付けています！



6月11日（火） ○共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
～21日（金）

6月28日（金） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議

↓（重点事項の決定）

○関係府省への検討要請

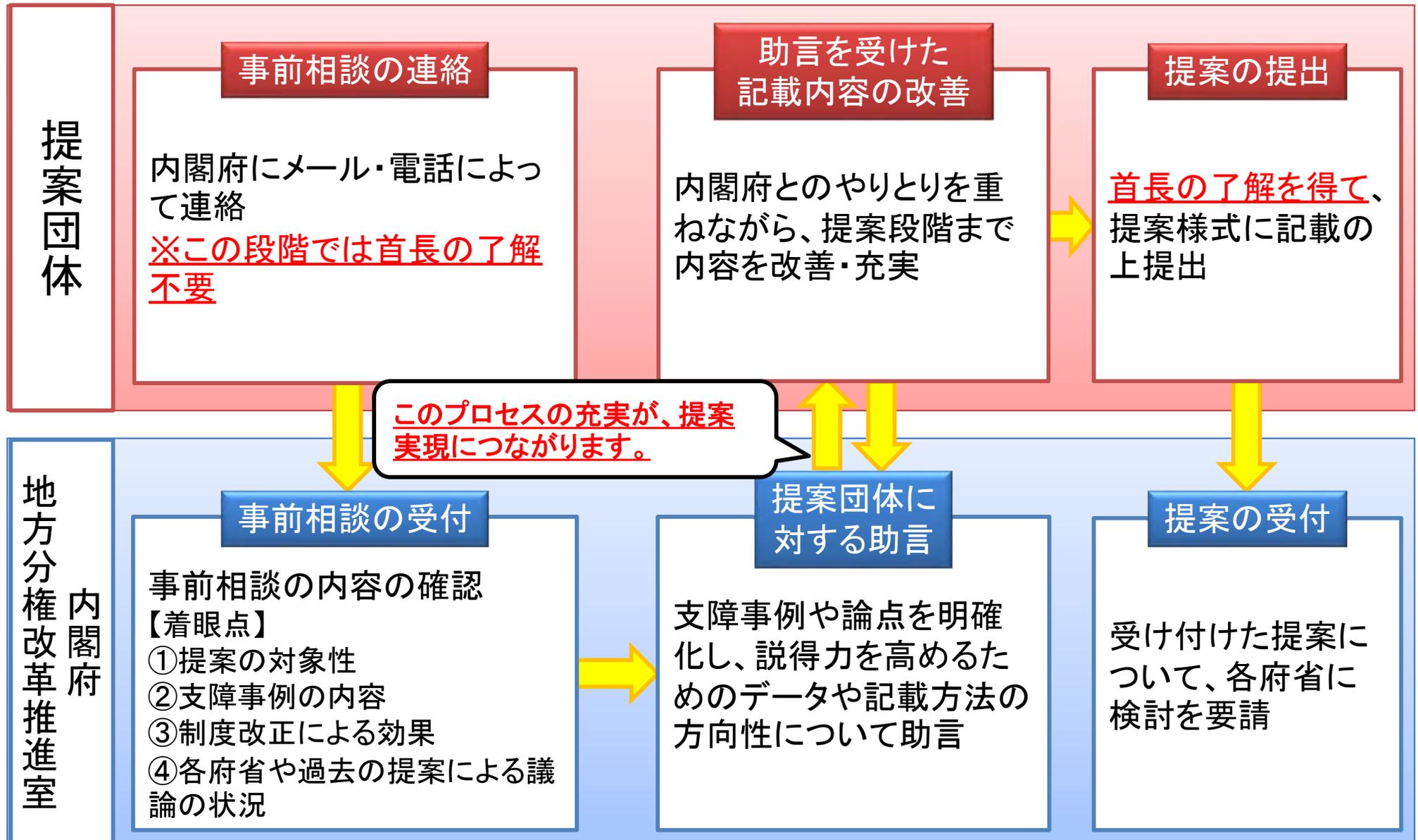
7月～10月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング

10月～ ○関係府省との調整

11月中旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承）

12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

事前相談から提案までの流れ



提案募集方式の4つの特徴

★特徴1 地方の支障解決に向けて内閣府が調整

地方からの提案は内閣府が責任をもって各省庁と調整します！

★特徴2 提案実現率が高い

各府省との調整対象の提案のうち、約9割を実現・対応しました！
(H29年・30年実績)

★特徴3 提案内容のご相談は1年中受け付けています

担当者原案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます！

★特徴4 「伴走型支援」で内閣府で手厚く支援

内閣府が全国どこでも伺い、自治体研修やワークショップを通じ、制度から提案作成のノウハウまでお伝えします！

提案募集方式を活用する自治体のメリット

■メリット① 自治体職員の業務を削減・効率化できます！

- 国からの調査物の見直し、協議・届け出の廃止・効率化、書類の記載事項・添付書類の簡素化などを提案により実現できます
- 国への要望だけでは、そのような実務担当者のリアルな悩みは解決しにくいので、提案募集を活用することがベストです

■メリット② 地方主導で人的資源の再配分が可能になります！

- 国からのトップダウンで法律・制度が決められたものを、地方からのボトムアップの提案で、より地方が活用しやすい制度に変更できます
- これにより、限られた人材をどの業務に当たるかを効率的に決められます

■メリット③ 問題解決型人間の人材育成ができます！

- 提案を検討することは、現実の業務での課題発見とその解決方法の検討に他なりません。市町村の未来を担う人材の政策企画立案能力の醸成にうってつけです

地方分権改革のこれまでの歩み

内閣	主な経緯		
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革	
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔)(～H13. 7) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告 H11.7 地方分権一括法成立		
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)			
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)			
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)			
小淵内閣 (H10. 7～H12. 4)			
森内閣 (H12. 4～H13. 4)			
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年)⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)		
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎)(～H22. 3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	第2次分権改革	
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)		
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)			
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)			
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)			
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長: 内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長: 神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)		
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次、第3次、第4次)	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ		提案募集方式 の開始
	H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲) H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲) R1.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への事務・権限の移譲)		

第1次分権改革

第2次分権改革

提案募集方式
の開始

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)

○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例:施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

(1) 国から地方

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2) 都道府県から市町村

例:①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組(H26~、第5次・第6次・第7次・第8次・第9次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例:【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)、新たな雇用
対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化